

新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月5日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第3号

新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第18条 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(11)の2 <u>宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。</u></p> <p>(11)の3・(11)の4 (略)</p> <p>(11)の5 <u>境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。</u></p> <p>(11)の6 <u>受信アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。</u></p> <p>(11)の7 <u>電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。</u></p> <p>(11)の8 <u>既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。</u></p> <p>(11)の9 <u>電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。</u></p> <p>(11)の10 <u>支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。</u></p> <p>(11)の11 <u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。</u></p> <p>(11)の12 <u>野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メー</u></p>	<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第18条 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(11)の2 <u>道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。</u></p> <p>(11)の3・(11)の4 (略)</p>

トルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(11)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物(以下「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。

(12)～(17) (略)

(17)の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(17)の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(18)～(22)の9 (略)

(22)の10 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

(22)の11～(26)の2 (略)

(26)の2の2 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(26)の2の3 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(26)の3～(27) (略)

(27)の2 認定保護増殖事業等の実施のために別表に掲げる植物を採取し、又は損傷すること。

(27)の2の2 (略)

(27)の2の3 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の3～(27)の6 (略)

(27)の6の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の7～(29)の12 (略)

(29)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

(12)～(17) (略)

(18)～(22)の9 (略)

(22)の10 河川法第3条第3項に規定する河川管理施設、砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

(22)の11～(26)の2 (略)

(26)の3～(27) (略)

(27)の2 (略)

(27)の3～(27)の6 (略)

(27)の7～(29)の12 (略)

- (29)の14 (略)
(29)の15 (略)
(29)の16 (略)
(29)の17 (略)
(29)の18 (略)
(30)～(34) (略)

(35) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨

(36) (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第20条 条例第14条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第18条第1号から第11号の13まで、第19号から第22号まで、第23号から第26号の2の3まで、第28号又は第29号に掲げる行為

(2)～(15) (略)

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下

- (29)の13 (略)
(29)の14 (略)
(29)の15 (略)
(29)の16 (略)
(29)の17 (略)
(30)～(34) (略)

(35) (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第20条 条例第14条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第18条第1号から第11号の4まで、第19号から第22号まで、第23号から第26号の2まで、第28号又は第29号に掲げる行為

(2)～(15) (略)

<p>この号において「工作物の新築等」という。。</p> <p><u>ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間</u></p> <p><u>イ 風景の維持のために行われる措置の内容</u></p> <p><u>ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限</u></p> <p><u>エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨</u></p> <p>(17) (略)</p>	<p>(16) (略)</p>
--	-----------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。